

鳥取県立障害者体育センターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立障害者体育センターの指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫（米子市米原八丁目11番49号）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

39,379,000円（債務負担行為額 39,379,000円）

[参考] 各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	8,587,000円
令和7年度	7,698,000円
令和8年度	7,698,000円
令和9年度	7,698,000円
令和10年度	7,698,000円

4 選定理由

鳥取県立障害者体育センターの指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

過去の実績やノウハウをもとに、障がい者の立場に立った運営、健常者との交流、積極的な施設環境点検を行う等、前向きな姿勢が評価できるため。

また、財政基盤の点で、安定した運営が期待できる。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
株式会社TKSS	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中 富士夫

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
張 漢賢（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部 教授
下浦 友紀	税理士
片山 義継	松の聖母学園 施設長
有田 愛子	鳥取県障がい者卓球協会 理事
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) 利用者等の要望の把握及び対応方針	3 5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 5
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 男女共同参画推進企業の認定 イ ISO・TEASの認証等 ウ 家庭教育推進協力企業の協定締結 エ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	2 1
5	障がい者の体育活動及び社会参加活動における体育センターの優先的な利用を確保するとともに、体育センターの利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第4号)	(1) 障がい者の優先利用策の妥当性 (2) 障がい者の利用促進策の妥当性	1 5

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(株) TKSS
基準 1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準 2（施設の効用発揮）	3 5	1 7. 0
基準 3（経費の効率化）	2 5	1 0. 4
基準 4（管理の安定性）	2 1	9. 9
基準 5（障がい者の優先利用 及び利用促進）	1 5	7. 2
合 計	9 6	4 4. 5
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
【委員からの主な意見】 主な審査項目について ○選定基準 1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】 ・施設を利用しているが、日頃の施設職員による利用者対応は非常によい。 ○選定基準 2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】 ・熱中症対策をしっかりと対応して欲しい。 ○選定基準 3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】 ・特に意見なし。 ○選定基準 4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】 ・ISOも取得されているので評価出来る。		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後9時まで

（7月から9月の平日）午前9時から午後9時30分まで

○休 館 日：毎週月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

※令和6年度は耐震補強工事の関係で令和6年5月から令和7年2月まで休館予定

(2) 利用料金・減免

○利用料金：照明利用料の種別をLED照明に変更

○減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設内にコミュニケーション・スペースを設置し、開館中いつでも、誰でも目的に関係なく利用できるスペースを提供する。
- ・スポーツ活動において突発的な外傷の応急手当のため、アイシングに使用する氷を提供する。
- ・利用者が体調不良や天候による影響で、膝掛け毛布を希望すれば、貸出しサービスを行う。
- ・障がい者への配慮と利用者事故、怪我等に備え車椅子を正面玄関入口に常備し、職員による介助を行う。

(4) 利用促進のための取組

- ・ 関連施設と連携を図り、チラシの配架やPRなど顧客の掘り起こしを行う。
- ・ 特に冬期の利用促進として、近隣の高齢者施設、障がい者施設、公民館等へ利用促進のための案内文書を送付するなどPRを行う。
- ・ ご利用いただいた方や代表者の方にはお礼はがきを出し、再度の利用に繋げる。

(5) 経費削減のための取組

- ・ 計画的なLED化を推進する。
- ・ 事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・ コピー機等の節電モード設定や退館時にパソコンのコンセントを抜くなど、こまめな節電に努める。
- ・ 清掃用洗剤を中性及びバイオ洗剤へ切り替え、環境負荷を低減する。